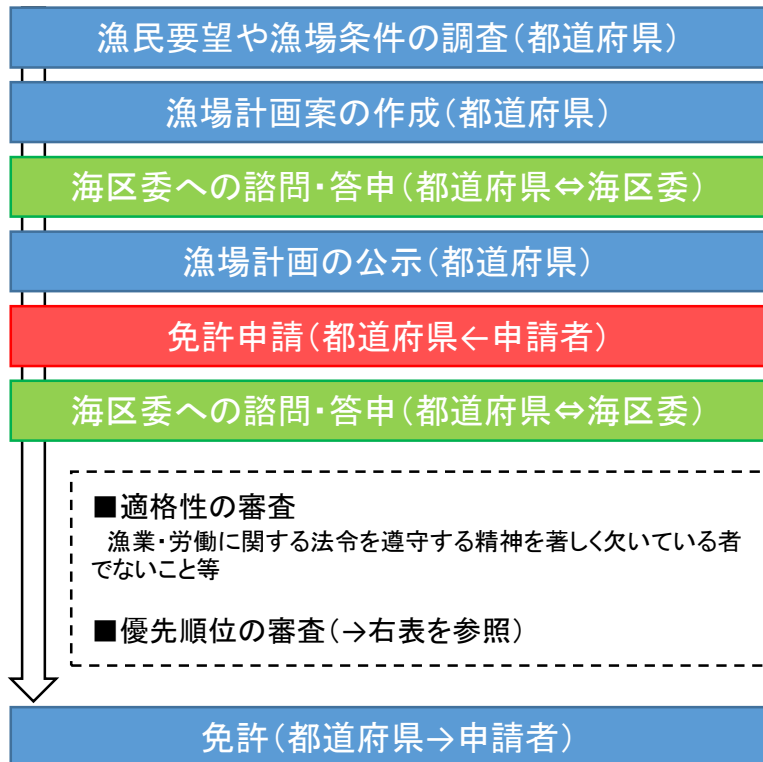


漁業権免許の手續

- 漁業法に基づき、まず、知事は、漁業生産力の維持発展を図るため、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用できるよう、「漁場計画」(漁場の区割り、漁業種類、漁業時期等、免許予定日、申請期間等)の案を定め、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、漁場計画を決定・公示。
- 次に、漁業権の免許を受けようとする者は、知事に対し漁場計画に基づき申請し、知事は当該申請者の適格性・優先順位を審査し、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、免許・公示。

<都道府県における手續>



<漁業権の免許における法定優先順位>

| | 共同漁業権 | 区画漁業権 | 特定区画漁業権 | 定置漁業権 |
|------|---------------------|----------------------|---------------------|--------------------|
| 第1順位 | 地元漁協が管理 (行使は組合員) | 既存の漁業者等 (地元・経験優先) | 地元漁協が管理 (行使は組合員) | 地元漁民世帯の7割以上を含む法人 |
| 第2順位 | | その他の者 (新規参入者等) | 地元漁民世帯の7割以上を含む法人 | 地元漁民の7人以上で構成される法人 |
| 第3順位 | | | 地元漁民の7人以上で構成される法人 | 既存の漁業者等 (法人を含む) |
| 第4順位 | | | 既存の漁業者等 (法人を含む) | その他の者 |
| 第5順位 | | | その他の者 | |

※ 共同漁業権や特定区画漁業権は、歴史的に地元漁民が共同で漁場を利用し、又は毎年くじ引き等で公平に地元漁民の間で漁場を割当ててきたような漁業が対象。このため、地元漁民を組合員とする地元漁協のみに又は優先的に免許を与えてきたところ。

(参考) 現行法の漁業権の優先順位の規定理由

1 共同漁業権

共同漁業は、一定の水面を共同で利用する漁業であり、対象となる漁業は主として採貝・採藻で零細な個人漁業者が営むことが一般的なため、漁場における漁業者間の調整が非常に重要となることから、地元の漁業者の大多数が組合員となっている漁業協同組合にのみ免許の適格性を認めている（漁協自らは経営をせず管理を行い、組合員が権利を行使する）。

2 区画漁業権（3及び4以外）

対象となる養殖業（例：築堤式養殖業）は、一般的に多額の投資を必要とすることから、自ら経営する者に免許が与えられる。また、特定の漁場を長期間占有することや、比較的個人経営色の強い漁業であるため、地元における経験を重視して優先順位を定めている。

3 真珠養殖業を内容とする区画漁業権

真珠養殖業は、高度の技術を要することから、自ら経営する者に免許が与えられ、経験を重視して優先順位を定めている。

4 特定区画漁業権

対象となる養殖業（例：藻類養殖業）は、技術的にも、必要とされる資本の規模からも参入が容易であるため、漁場における漁業者間の調整が非常に重要となることから、地元の漁業者の大多数が組合員となっている漁業協同組合が第一順位となっている（漁協自らは経営をせず管理を行い、組合員が権利を行使する）。ただし、組合による漁業者間の調整が不要な場合には、自ら経営をする者に免許される。

5 定置漁業権

定置漁業は、大型の漁具（定置網）を定置して営む漁業であり、相当の資本や従業員数が必要であることから、自ら経営する者に免許が与えられる。また、得られる利益を広く地元漁業者に分配させ、定置漁業と地元漁業者の他の漁業との調整を円滑にさせるため、地元の漁業者の大多数が構成員となっている法人が優先順位第一位となっている。

震災復興特区における漁業権の特例（制度の概要）

- 震災復興特区は、被災地において養殖業の再開を図る観点から、「地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難」、「地元漁民の生業の維持、雇用機会の創出等対象区域の活性化に資する」など法律上の要件を満たす区域においては、養殖を最も適切に行うことができる者に対して、県知事が特定区画漁業権を免許できる制度。

一般原則

特定区画漁業権

（いかだや生け簀等を使った養殖を行う権利）
下記の優先順位に基づき知事が免許を付与。



第1
順位

・地元漁協

（自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協）
※ 漁業者（組合員）は漁協から漁業を営む権利（行使権）を取得。

第2
順位

・地元漁民の7割以上を含む法人

第3
順位

・地元漁民7人以上で構成される法人

第4
順位

・第2順位、第3順位以外の漁業者及び
漁業従事者（法人含む。）

第5
順位

・新規参入企業等

養殖を最も適切に行うことができる者に免許

特区の概要

県による「復興推進計画」の作成・内閣総理大臣への申請

「復興推進計画」に係る内閣総理大臣の認定
関係行政機関の長（農林水産大臣）の同意が必要
＜同意要件＞復興特別区域基本方針（平成24年1月6日閣議決定）

- ① 対象区域（浜）における経済活動が停滞し、かつ、地元漁業者のみでは養殖業の再開のために必要な施設の整備、人材の確保が困難であること
- ② 地元漁民の生業の維持、雇用機会の創出等対象区域の活性化に資する経済的社会的効果が確実に存在すること
- ③ 特例に係る漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないこと

※申請に当たっては、特例の適用を想定している「漁場の位置及び区域」が分かる書類を添付すること

知事による免許審査

法定の基準に基づき、第1順位と第2、3順位を同等の順位として審査し、最も適当な者に免許することができる

基準に合致する者がいる場合

特区法第14条を適用

（知事の裁量）

漁業法第18条を適用

地元漁民の7割
以上を含む法人

地元漁民7人
以上で構成される
法人

地元漁協

(参考) 被災地における漁業権の特例 (宮城県桃浦地区の事例)

※ 平成27年1月国家戦略特区WG資料の内容

- 東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月26日施行)の漁業法の特例の適用を受けて、宮城県知事が、石巻市桃浦地区において、平成25年9月に桃浦かき生産者合同会社に直接漁業権を免許。
- 桃浦かき生産者合同会社は、地元漁業者が、かき養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、6次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指して、設立した合同会社。
- 平成25年10月に、漁業権を取得後かきを初出荷。県内の量販店等において販売。

<法人概要>

設立年月日:平成24年8月30日

社員構成:16名(漁業者15名、仙台水産)

目的:カキの養殖・加工・販売等

<現在のカキ生産状況>

平成25年度はノロウイルスの検出等による出荷規制などにより、25トンの生産にとどまったが、平成26年度は85トン程度の生産を見込む

【参考:事業計画】

震災前:約120台(養殖筏の数)

平成25年度:38台

(カキ85トン、198百万円)

平成26年度:51台

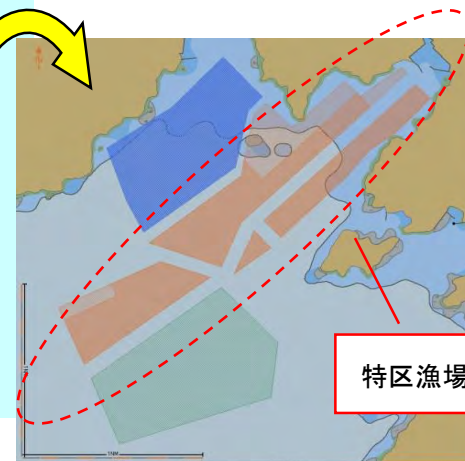
(カキ95トン、220百万円)

※出典:宮城県復興推進計画

<漁業権の概要>



漁業種類:第1種区画漁業
漁業名称:かき垂下式養殖業
漁業時期:1月1日から12月31日まで
漁場位置:石巻市桃浦地先
存続期間:平成25年9月1日から
平成30年8月31日まで



(参考) 漁業権の免許の状況

| | 共同漁業権 | 区画漁業権 | 特定区画漁業権 | 定置漁業権 | |
|--|--------------------------------|------------------------------|---|---|-----------------|
| 漁業権の内容 | 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利 | 一定の区画において大規模な養殖業（真珠を含む）を営む権利 | いかだや生簀等を利用して小規模な養殖を行う権利  | 定置網を設置して漁業を営む権利  | |
| 存続期間 | 10年 | 10年 | 5年 | 5年 | |
| 免許の法定優先順位 ※特定区画、共同は、歴史的に地元漁民が共同で利用してきたような漁業が対象であり、地元漁協を優先 | 地元漁協（組合員が行使） | ①既存の漁業者等 ②その他 | ①地元漁協（組合員が行使） ②法人（地元漁民7割以上） ③法人（地元漁民7人以上） ④既存の漁業者等 ⑤その他 | ①法人（地元漁民7割以上） ②法人（地元漁民7人以上） ③既存の漁業者等 ④その他 | |
| 漁業権数 | 4,939 | 988 | 7,087 | 1,816 | |
| うち法人の参入状況 | ①法人が漁業権者として直接免許されている漁業権数（漁協以外） | — | 443 (全体の45%) | 69 (全体の1%) | 654 (全体の36%) |
| | ②法人が漁協の組合員として権利行使している漁業権数(※) | — | — | 877 (全体の12%) | — |
| | ③法人の例 | 真珠生産・販売会社、地元漁業会社等 | 大手水産子会社、建設会社、地元漁業会社等 | 製網会社、建設会社、地元漁業会社等 | |

(※) 沿海地区漁協の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン～3,000トン(定款で設定)以下であるものは、組合の組合員たる資格を有する。(水産業協同組合法第18条)

漁業権の免許の切替え

- 漁業権の有効期間は原則5年間又は10年間とされ、その期間の満了に伴って新たに漁場計画を公示して免許(いわゆる「漁業権の一斉切替え」)が行われている(次期一斉切替えは、2018年9月1日から予定)。
- 漁業権は、一斉切替えの度に、適格性・優先順位に従って都道府県知事が免許しているため、原則として存続期間中の移転が制限されている。

○漁業権の切替えの手続

漁民要望や漁場条件の調査

漁場計画案の作成

漁業者等の要望、漁場環境、養殖業の状況等を踏まえ、漁場の位置や区画、漁業種類、漁業時期等の変更

海区委に諮問・答申

漁場計画の公示

免許申請の受付

海区委に諮問

適格性・優先順位の審査

公示に基づく免許

(ケース1)申請に競願がなかった場合

適格性を有していれば免許

例: 特定区画漁業権

① 既存漁場

地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協であって、その正准組合員のうち地元地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯の数が全体の2/3以上を含む漁協又は漁連

② 新規漁場

地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協であって、その正准組合員のうち地元地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が全体の2/3以上を含む漁協又は漁連

(ケース2)申請に競願があった場合

適格性を有している者に関し、優先順位に沿って免許(優先順位は法定)

水面の立体的・重複的な利用のイメージ

- 漁場は重複的に利用されており、共同漁業権と定置漁業権、特定区画漁業権等のエリアは重なっている。また、季節によっても漁業権の状況は異なる。

操業(6月)イメージ



操業(12月)イメージ



※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。